

平成 19 年 5 月 7 日

庄原市教育委員会

教育長 福永 恭司 様

庄原市高野町高暮 539

梶川 泰司

貴委員会からの平成 19 年 5 月 2 日付の「高野ふるさと村高暮の e-しょうばらネットについて」の書面にある平成 19 年 5 月 8 日から e-しょうばらネットのサービスの休止を行うこととお知らせについて、次の理由で住民としてお断りいたします。

1.

住民の e-しょうばらネットを利用する権利は、「高野ふるさと村高暮」の施設の休館によっても失なわれない。

2.

庄原市教育委員会は、合併前の高野町と当時の庄原市情報推進課が確立した高暮における e-しょうばらネットの住民利用を休止する貴委員会の権限を説明していない。

3.

上記「高野ふるさと村高暮の e-しょうばらネットについ

て」の書面より前に、政府のe-ジャパン計画の中山間地での推進および庄原市が策定した庄原市地域情報化計画に基本的に反した、e-しょうばらネットのサービスの休止を行うための法的根拠を住民に公式サイトまたは文書でまったく公開していない。

なお、貴委員会から5月8日午後5時までに上記1～3のすべての項目毎の具体的な文書によるご回答が無い場合は、住民利用のために割り当てられたイントラネットの帯域の休止工事を不当に強行したものと認め、広島地方裁判所に仮処分申請・訴訟提起に及ぶとともにマスコミなどに貴委員会のこれまでの対応を公表させていただきます。

また、高暮における該サービスの休止を高野支所で行う場合の、VLANの設定変更などの具体的な技術的方法とその工事見積書および工事請負業者を、住民および住民から構成される高暮インターメディア研究会（代表梶川泰司）に対する情報公開を要求いたしました（平成19年5月7日付の公文書公開請求書にて請求済み）。

受 取 人 : 庄 原 市 中 本 町 一 丁 目 1 0 番 1 号

庄 原 市 教 育 委 員 会

教 育 長 福 永 恭 司 様

差 出 人 : 庄 原 市 高 野 町 高 暮 5 3 9 番 地

梶 川 泰 司